

認定こども園・保育園利用案内

令和4年度



問合せ先

栄町福祉・子ども課児童福祉班

〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番(1階6番窓口)

TEL 0476-33-7707 (直通)

1. 申込手続きの前に

・保 育 園

小学校就学前子どもの保護者が就労、出産、疾病、病人の看護など家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育をする児童福祉施設

・認定こども園

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設

・小規模保育事業所

0～2歳児を対象とした少人数で行う保育施設

◆認定こども園や保育園等の利用を希望する場合に、施設を利用するための「支給認定」を受ける必要があります。

◆幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児の保育料は無償化の対象となります。
(※給食費、教材費、行事費などは無償化の対象外です。)

◆保育園等に入園するときには「入園申請」が必要となります。
栄町では、支給認定申請と保育園等の入園申請は同時に行います。

○認定区分

| | 認定区分 | 対 象 | 利用先 |
|----------------------|----------------|--|---|
| 時間 教育 標準 認定 | 1号認定 (3～5歳) | 満3歳以上の就学前児童で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合 | 認定こども園 ※預かり保育が必要で無償化となるためには「施設利用給付申請」が別に必要です ※詳細は問合せ下さい |
| 保育 認定 | 2号認定 (3～5歳) | 満3歳以上の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 | 保育園・認定こども園 |
| | 3号認定 (0～2歳) | 満3歳未満の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 | 保育園・認定こども園 ・地域型保育 (小規模保育事業所等) |

※認定区分は4月1日時点の年齢や「保育を必要とする事由」により、区分されます。

○保育を必要とする事由（2号・3号） 重 要

支給認定申請と保育園等の入園申請をする場合には、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ①就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働等）
※就労時間については、1ヶ月60時間以上（1日4時間以上、月15日以上が目安）
- ②妊娠、出産（産前2ヶ月・産後3ヶ月）
（例）6月に出産予定の場合・・・4月～8月末日まで保育園利用可
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備も含む）
※入所後60日以内に就労先を決めていただければ退所となります。
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他上記の事由に類し、町長が認めた場合

○保育必要量区分（2号・3号認定）

保育園等を利用する場合、それぞれの家庭の就労実態に応じて決まる保育の必要量によって利用できる時間・保育料が異なります。これを「保育必要量区分」といいます。

保育必要量区分には2つの区分があり、利用できる時間については次のとおりとなります。

延長保育（利用できる時間を超える）の詳細については、各保育園等にお問い合わせください。

・ 保育標準時間

1日当たり11時間、ひと月当たり200時間から275時間まで保育園等を利用される方。また、保護者の病気等の事由により保育園等を利用される方

・ 保育短時間

1日当たり8時間、ひと月当たり60時間から200時間未満保育園等を利用される方。また、保護者が求職中や育児休業により保育園等を利用される方



○町内保育園等について

1歳から就学前までの児童を預かる私立の認定こども園が1か所、生後57日から就学前までの児童を預かる私立の保育園が2か所、小規模保育事業所が1か所あります。

☆ 認定こども園 ながと幼稚園 栄町脇川116

(1歳児から) TEL 0476-95-0751

- ・開所時間 8:00~16:00
- ・延長保育時間 朝 7:00~ 8:00 (保育標準時間を除く)
夕 14:00~18:00 (1号認定・新2号認定)
16:00~18:00 (2号・3号認定保育短時間)
- ・休園日 ※1号認定 土・日曜日、祝日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇
※2・3号認定 土・日曜日、祝日、お盆、年末年始(12月29日~1月3日)



☆ 安食保育園 栄町安食3631-2

TEL 0476-95-0125

- ・開所時間 8:00~16:00
- ・延長保育時間 朝 7:00~ 8:00
夕 16:00~19:00 (土曜日は18:00まで)
※要別途延長料金
- ・休園日 日曜日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)



☆ みなみ栄保育園 栄町安食3-10-3

TEL 0476-95-4453

- ・開所時間 8:30~16:30
- ・延長保育時間 平日 朝 7:00~ 8:30 夕 16:30~20:00
土曜日 朝 7:00~ 8:30 夕 12:30~18:30
※要別途延長料金
- ・休園日 園が定める休日および年末年始(12月29日~1月3日)



☆ うさぎとかめ (小規模保育事業所B型) 栄町安食2-1-18

(0歳児から2歳児) TEL 0476-80-0220

- ・開所時間 8:00~16:00
- ・延長保育時間 朝 7:00~ 8:00
夕 16:00~18:00
※要別途延長料金
- ・休園日 日曜日・祝日、お盆、年末年始(12月29日~1月3日)



※保育方針や雰囲気がわかるので申請前に一度見学してみてください。(事前電話予約) 慣らし保育期間は入園から2週間程度あります。期間中は退園時間が早くなります。

2. 申込手続きから入園までの流れ

入園申込みについては①～⑦の6通りがあります。

それぞれ手続きの流れが異なりますので、入園申込手続きから入園開始までの流れをご確認ください。



④令和4年4月から
保育園(町内)の
入園を希望される方

新年度入園申請・認定申請

提出先「福祉・子ども課」
令和3年12月10日(金)まで

入園の協議及び決定
1月下旬～2月上旬

支給認定証交付
2月下旬発送予定

申込者全員：協議の結果通知
入園決定者：入園説明会案内通知

入園説明会
3月中旬

保育園で全体説明会を行います。
※都合が合わない場合
各自で受けていただきます。

入園開始日
令和4年4月1日(金)から

⑤年度の途中から
保育園(町内)の
入園を希望される方

各月入園申請・認定申請

提出先「福祉・子ども課」
入園希望月の前月10日まで
※休日・祝日と重なる場合は
役場の翌開庁日

入園の協議及び決定
入園希望月の前月中旬

支給認定証交付
入園希望月の
前月下旬発送予定

申込者全員：協議の結果通知

オリエンテーションについて
・各自で保育園と日程調整
・開催場所：保育園

※月初にならし保育あります

入園開始日
入園月の初日から

⑥年度の途中から
認定こども園(町内)の
入園を希望される方

各月入園申請
問合せ先「ながと幼稚園」
各自で園に問合せください

1号・2号認定
入園申込受付・入園面接
提出先「ながと幼稚園」

3号認定
※見学必須※

各自で園に問合せください

各月認定申請

1号認定
提出先「ながと幼稚園」

2号・3号認定
提出先「福祉・子ども課」
入園希望月の
前月10日までに提出

入園開始日
入園月の初日から

※2・3号認定の協議結果の通知時期については、入所協議の日程により変動することがあります。

⑦

町外の保育園をご希望の方

2・3号認定の子どもが町外の保育園等をご希望の場合、希望先の市町村に入園資格の条件等を確認の上申請をして下さい。また、市町村により申請期限や必要書類、保育必要事由が異なりますので、詳しくは栄町福祉・子ども課までお問い合わせください。

提出先：福祉・子ども課
提出期限：12月6日まで

①入園申請・認定申請

保
護
者

栄
町

他
市
町
村

②委託協議依頼

④認定結果通知

③協議回答

3. 必要な書類と申込期限

安食保育園・みなみ栄保育園・うさぎとかめ・町外の保育園等

○提出方法 6番窓口 福祉・子ども課へ提出 ※郵送では受け付けておりません。

○受付日 月～金（祝祭日を除く）

○受付時間 8：30～17：00

| | |
|---------------|--|
| 新年度4月入園希望の場合 | 令和3年12月10日（金）まで |
| 年度途中入園希望の場合 | 入園を希望する月の前月10日まで ※休日・祝日と重なる場合は、役場の翌開庁日 |
| 町外の保育園入園希望の場合 | 入園を希望する月の前々月20日まで <u>※希望先保育園の所在地市町村により、申請期限等のスケジュールが異なるため、不明な点がございましたら福祉・子ども課までお問い合わせをいただくと共に、早めの提出をお願いします。</u> |

※期限を過ぎた場合や書類不備がある場合には入園の協議はできないためご注意ください。

認定こども園 **ながと幼稚園**

※申込に必要な書類は、ながと幼稚園に確認してください。

| | | | |
|------------------------------|-------------|--|---|
| 新年度 4月 入園希望 の 場合 | 1号 認定 | ○願書提出 11月1日（月）から ○提出先 ながと幼稚園 | ○給付認定申請書提出 11月30日（火）まで ○提出先 ながと幼稚園 |
| | 2号 認定 | ○願書提出 11月1日（月）から ○提出先 ながと幼稚園 | ○給付認定申請書提出 12月10日（金）まで ○提出先 ながと幼稚園 |
| | 3号 認定 | ながと幼稚園へ お問い合わせください | ○給付認定申請書提出 12月10日（金）まで ○提出先 福祉・子ども課 |
| 年度途中 入園希望 の場合 | 1号 認定 | ながと幼稚園へ お問い合わせください | ○給付認定申請書提出 提出期限は園に確認 ○提出先 ながと幼稚園 |
| | 2号・3号 認定 | ながと幼稚園へ お問い合わせください | ○給付認定申請書提出 入園希望月の前月10日 ○提出先 福祉・子ども課 |

○申請に必要な書類について

6番窓口 役場福祉・子ども課、子育て包括支援センター（ふれプラ内）、各保育園等で配布しております。町のホームページからもダウンロードできます。

- ・保育園等利用の手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
提出の際には、保護者のマイナンバーカード、本人確認できるもの（顔写真付のもの（運転免許証、旅券等））、顔写真付の本人確認できるものを持っていない方は健康保険証、年金手帳等の2種類の本人確認ができるものが必要です。

① 共通書類

| 必要書類 | 注意事項 |
|---|---|
| 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申請書 別紙第1号様式（6条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 裏面④「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、保育料算定に必要なものであるため、署名をお願いします。 ・ 町内と、勤務先の市町村にある保育園等の両方を希望される場合、左記申請書は、町内用と町外用を各一部ずつ必要です。 ・ 表面②「希望を利用する期間、希望する施設（事業者）名」欄に記載のあった施設（事業所）のみ入所協議を行います。 |
| 児童の健康状態調査票 別紙第2号様式 （6条第1号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー等の記入は詳細に記入してください。 ・ お子様の発達に不安がありましたら、保育士配置の関係上可能な限り詳細に記入をお願いいたします。 |
| 保護者緊急連絡票 別紙第3号様式 （6条第2号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の連絡先なので必ず連絡のとれる連絡先（携帯電話等）をご記入ください。 |

② 「保育を必要とする事由」を証明する書類

両親と同居祖父母（65歳未満のみ）の方は、次の「保育を必要とする事由」に該当する必要書類の提出が必要です。

| 保育を必要とする事由 | 必要書類 |
|--|---|
| 就労（正社員・パート等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労（予定）証明書 別紙第68号様式 （就労先事業主が記載するものなので、早めの依頼をお願いします。） ※就労証明書等の内容について、就労先に内容確認のための連絡およびシフト表など新たな書類の提出をお願いすることがあります。ご了承ください。 |
| 就労（農業従事者・自営業） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労状況報告申告書（自営業・農業用） |
| 妊娠・出産 産前2ヶ月産後3カ月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳の写し （表紙と出産予定日が確認できるページ） |
| 疾病 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書 |
| 障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳等の写し |
| 介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護される方の介護保険証（認定済）の写し |
| 災害復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明書 |
| 求職活動（起業準備も含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労状況申出書 |
| 就学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練校の証明書 ・ 在学証明書 <p style="text-align: right;">} どちらか一つ</p> |
| 虐待やDVのおそれがあること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援機関利用した際の証明書 |
| 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業証明書（就労先の任意様式） |

③その他必要な書類（該当する方のみ）

| 状況 | 必要書類 |
|---|---|
| ひとり親家庭の場合 | ひとり親家庭を確認できる書類 |
| 拘禁されている場合 | 拘禁証明書 |
| 父母別居中であり、離婚調停中の場合 | 調停中の事実を確認できる書類 |
| お子様が障害を有する場合 | 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当の受給を確認できる書類 |
| 生活保護を受けている場合 | 生活保護受給証明書 |
| 町外の保育園を希望しており、当該保育園所在地市町村へ転出予定の場合 （転出後、転出先市町村で再度申込が必要） | 転出予定日、転出先住所の確認できる書類 （賃貸借契約書等の写し等） |

④税関係書類

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申請書（第1号様式）裏面④「税情報等の提供にあたっての署名欄」に署名をいただければ、税関係書類の提出は不要です。それ以外の方は次の証明書の提出が必要です。

- ① 令和4年8月までの入所希望者で、令和3年1月1日時点で栄町に住民票がない方
- ② 令和4年9月以降の入所希望者で、令和4年1月1日時点で栄町に住民票がない方

| 区分 | 必要書類 | | |
|---------|------------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| | 給与から住民税を引かれている方 | 納付書等で住民税を納付している方 | その他 |
| ① の 場 合 | 各市町村の令和3年度特別徴収税額の決定・変更通知書の写し | 各市町村の令和3年度納税通知書の写し | 各市町村の令和3年度課税証明書 （未申告の方は申告してください） |
| ② の 場 合 | 各市町村の令和4年度特別徴収税額の決定・変更通知書の写し | 各市町村の令和4年度納税通知書の写し | 各市町村の令和4年度課税証明書 （未申告の方は申告してください） |

※保護者が市町村民税非課税の場合、同居している扶養義務者（祖父母等）の課税額により算定させていただきます。

4. 協議結果（認定こども園の1号認定を除く。）

○選考方法

- ・申請締め切り後、各園と入所協議を行います。
 - ・保護者（または同居の親族等）の状況により、保育の必要性を指数化し、優先度の高い順から入園の可否を選考していきます。
- 希望の保育園等が受入の体制がとれない場合、ご希望に添えないことがあります。

○協議結果

承諾の場合

- ①認定こども園 ⇒ 栄町から入所承諾通知書を郵送
- ②保育園等 ⇒ 栄町から入所承諾通知書及びオリエンテーション案内を郵送

不承諾の場合

栄町から「入所保留通知書」を郵送
その後、継続協議を希望の場合は申請いただいた書類により年度内の協議を継続します。（再度の申請は不要）

※申込み取り下げ、希望先保育園等の追加、保育を必要とする事由・認定内容等の変更など、申請内容に変更があった場合は担当までご連絡ください。

5. 保育料

国が定める基準額を限度として町が定めた、「令和4年度栄町認定こども園・認可保育所等徴収金額表（案）」により保育料等を決定して「利用者負担額決定通知書（保護者用）」でお知らせします。

- ・保育料は、保護者（父・母）の「市町村民税所得割課税額」を基本に決定いたします。（4～8月⇒前年度課税額、9～3月⇒当年度の課税額）
※前年分の所得による利用者負担額への変更時期は毎年9月となります。
- ・「市町村民税所得割課税額」には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ・「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届」の提出後、
保育料が変更となる場合は、届出の翌月から保育料が変更となります。
- ・税の更正があった場合、翌月から保育料が変更となります。
- ・理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合、法令に基づいた処分を実施させていただきます。

令和4年度栄町認定こども園・認可保育所等徴収金額表（案）

（単位：円）

| 各月初日の支給認定保護者の区分 | | | 徴収金額（月額） | | | | | |
|-----------------|---|-----|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 階層 区分 | 定義 | | 0～2歳児クラス | | 3～5歳児クラス | | | |
| | | | 保育 標準時間 | 保育 短時間 | 保育 標準時間 | 保育 短時間 | 保育 標準時間 | 保育 短時間 |
| 第1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） | | 0 | 0 | 無 償 | | | |
| 第2 | 市町村民税 非課税世帯 （多子軽減対象） | 第1子 | 0 | | | | | |
| | | 第2子 | 0 | | | | | |
| | | 第3子 | 0 | | | | | |
| 第3 | 48,600円未満 （多子軽減対象） | 第1子 | 14,700 | 14,500 | | | | |
| | | 第2子 | 7,350 | 7,250 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第4 | 市町村民税 48,600円以上 97,000円未満 （うち57,700円未満は 多子軽減対象） | 第1子 | 22,500 | 22,200 | | | | |
| | | 第2子 | 11,250 | 11,100 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第5 | 所得割 97,000円以上 169,000円未満 | 第1子 | 33,400 | 32,900 | | | | |
| | | 第2子 | 16,700 | 16,450 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第6 | 課税額 169,000円以上 301,000円未満 | 第1子 | 45,800 | 45,100 | | | | |
| | | 第2子 | 22,900 | 22,550 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第7 | 301,000円以上 397,000円未満 | 第1子 | 60,000 | 59,000 | | | | |
| | | 第2子 | 30,000 | 29,500 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第8 | 397,000円以上 | 第1子 | 70,800 | 69,600 | | | | |
| | | 第2子 | 35,400 | 34,800 | | | | |
| | | 第3子 | 0 | 0 | | | | |

※3～5歳児クラスのお子さんは保育料が無償になりますが、給食費は無償化の対象になりません。給食費の額は各園により金額が異なりますので、直接各園にお問合せください。

・副食費については、年収約360万円未満相当世帯（第4階層の一部：所得割57,700円未満まで）が免除の対象となります。対象者には、随時通知しております。

・同一世帯から2人以上の児童（未就学児に限る）が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設に入所または児童デイサービスを利用している場合の2人目以降の児童の保育料は次のとおりです。

- 1) 2人目の児童（未就学児である2人目の子）の保育料の額は、その児童に係る保育料の額の半額
- 2) 3人目以降の児童（未就学児である3人目の子）の保育料は無料

・実際に保育が必要とされる時間により、保育標準時間と保育短時間の2つの料金区分に分けられます。

〔月平均200時間を越え275時間まで保育を希望→保育標準時間（最長11時間）利用
 月平均60時間以上200時間までの保育を希望 →保育短時間（最長8時間）利用

母子・父子世帯、障がい児（者）のいる世帯等の第2、第3、第4階層の一部の保育料は次のとおり（案）

（単位：円）

| 階層区分等 | | 徴収金額（月額） | | | | | |
|--------------------------------|-----|----------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | | 0～2歳児クラス | | 3～5歳児クラス | | | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第2 | 第1子 | 0 | 0 | 無償 | | | |
| | 第2子 | 0 | 0 | | | | |
| | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第3 | 第1子 | 6,750 | 6,750 | | | | |
| | 第2子 | 0 | 0 | | | | |
| | 第3子 | 0 | 0 | | | | |
| 第4 （所得割 77,101円 未満まで） | 第1子 | 6,750 | 6,750 | | | | |
| | 第2子 | 0 | 0 | | | | |
| | 第3子 | 0 | 0 | | | | |

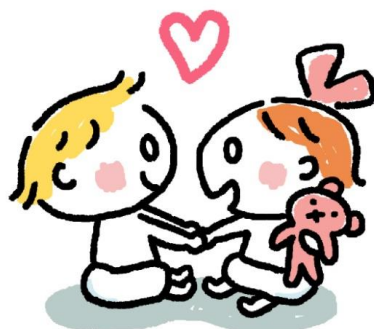
○保育料の納入方法 重 要

・口座引き落とし 振替日：毎月27日（27日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

口座振替の手続きにつきましては、入園後、すみやかに指定された金融機関に「保育料預金口座振替依頼書」の提出をお願いします。口座振替手続き完了には時間を要しますので、手続きが完了するまでは納付書で納入してください。

・既に手続き済みの兄弟がいても、新しく入園する児童は口座振替手続きが必要です。

・「ながと幼稚園」「うさぎとかめ」については、直接園に保育料をお支払いいただきます。



6. 保育園利用の注意事項

○認定変更について

入園後、以下に該当する場合、変更の手続きが必要となります。

認定変更の届出後の翌月から認定変更しますので、早めの手続きをお願いいたします。

| 認定変更事由 | 具体例 | 必要書類 | 提出するもの | 備考 | |
|---------------------|------------------------------|----------------------------|---|--|--|
| 「保育を必要とする事由」が変わったとき | 保護者の就労状況が決定・変更したとき | 新しい就労先の就労証明書 | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第21号様式） ※「保育必要量」が変わったときのみ | 求職活動により入園した場合、 60日以内 に就労先を決めていただく必要があります。 | |
| | 保護者が退職または職業訓練等を終えて求職活動となったとき | 就労状況申出書 | | 認定変更後、 60日以内 に就労先を決めていただく必要があります。 | |
| | 第2子以降を妊娠したとき | 母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ） | | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第21号様式） | |
| | 出産後、育児休業を取得するとき | 育児休業証明書（就労先の任意様式） | | | |
| 家庭状況が変わったとき | 転居・出産等 | | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届（第21号様式） | 税務関係書類や家庭状況を確認するための書類が必要になることがあります。 | |

○次年度の保育園等の継続利用について

次年度も継続利用を希望される保護者の方は、次の書類の提出が必要です。

- ・ 配布時期 11月1日に保育園等から個別に配布
- ・ 提出書類 ①「施設型給付費・地域型保育給付費等現況届書」
② 保護者緊急連絡票
③ 児童の健康状態調査票
④ 保育を必要とする事由を証明する書類
(シフト勤務の場合はシフト表を確認することがあります。)
- ・ 提出期限 12月6日(月) ~ 12月10日(金)
- ・ 審査時期 2月上旬に入所継続確認審査があります。

重 要

※就労証明書の虚偽の申立てや家庭内保育が可能と判断された場合は、入園を解除することがあります。

※就労証明書等の内容について、就労先に内容確認のため連絡させていただく場合があります。
ご了承ください。

○退園について

転園等で退園することが決まったら、早めに役場福祉・子ども課にご連絡ください。
以下に該当する場合も退園の手続きが必要となります。

- ① 求職活動により入園していたが、2ヶ月の間に就労先が見つからなかった場合
- ② 妊娠・出産により入園していたが、産前2ヶ月・産後3ヶ月の5ヵ月間を経過し
就労証明書や育児休業証明書の提出がない場合
- ③ 他市町村へ転出する場合（保護者が在勤者である場合を除く。）
- ④ 入園申請内容や継続審査書類内容に虚偽があった場合

※月の途中で退園された場合、保育料を日割りで計算する場合があります。

※小規模保育事業所「うさぎとかめ」については、3歳の誕生日を迎えた年度末(3/31)に
退園となり、他の保育園や幼稚園等に転園していただくこととなります。

